

抹消登記手続書類一覧表

買戻特約の抹消

①土地買戻特約抹消願

- ・内容をご記入の上、認印を押印してください。

②土地と建物の登記全部事項証明書(登記簿謄本) 各1通

- ・3ヶ月以内の原本で、登記事項に変更のないもの。
- ・建物全部事項証明書(登記簿謄本)は分譲地に住宅が建築されているか確認するために必要となります。
- ・権利証ではありませんので、ご注意ください。

③住民票

- ・譲渡土地所在地が記載された全部謄本。(分譲宅地に入居された確認のため)

④1,000円の収入印紙(1権利抹消につき1枚必要となります。)

- ・登録免許税として必要です。
- ・土地一筆につき、1枚必要となります。
- ・複数の土地についての買戻権を抹消する場合は筆数分必要です。
- ・収入印紙は郵便局でお買い求めください。

⑤登記完了証の返信用封筒及び郵便切手(82円)

- ・抹消の登記完了証をお送りする際に必要となります。
- ・小封筒に宛先を明記して、切手を貼付してください。

⑥注意事項

- ・抹消登記は当機構の嘱託登記にて行ないますので、抹消書類はお渡しできません。
- ・権利者以外の方に登記完了証の送付を希望する場合には、委任状(実印を押印)と印鑑登録証明書の添付が必要となります。
- ・機構に手続き書類が届いてから抹消登記が完了するまで概ね2～3週間要します。
- ・抹消後の土地登記簿謄本が必要な場合は、お客様が法務局にて取得してください。
- ・分譲住宅、分譲マンションは登記抹消の方法が異なります。
(詳細は分譲管理収納センター(首都圏域:TEL03-3345-8034)へお問い合わせください。)

[書類提出先](問い合わせ先)

〒163-1321

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー21階

独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部

販売営業部 販売CSチーム

TEL:03-3347-0434

土地買戻特約抹消願

分譲を受けた下記土地の土地買戻特約につきましては、買戻特約を抹消するための要件を満たしましたので、同土地の買戻特約の抹消登記を希望します。

平成 年 月 日

現住所

氏名 印

TEL ()

(共有の場合)現住所

氏名 印

TEL ()

千葉県 千葉県企業庁
ニュータウン・内陸建設事務所長 殿

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部長 殿

記

1. 土地の所在
2. 地積 . 平方メートル
3. 契約日 年 月 日

以上

機構 使用 欄	オンライン確認	住宅建設	入居	買戻期間	同時申請
					なし・抵・仮